

狭山市公共施設等総合管理計画

概要版

平成 29 年 3 月

(令和 3 年 11 月改訂)

狭 山 市

はじめに

本市では、昭和 40 年代からの人口増加に伴う公共施設等のサービスの需要の増加に應えるために、集中的に公共施設等を建設してきました。

現在、これらの公共施設等の大半が築 30 年以上を経過してきており、近い将来、一斉に大規模改修や建替えといった老朽化対策が必要となる時期を迎え、大きな財政負担となることが懸念されます。

また、本市を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、労働人口の減少など、公共施設等の多くが建設された当時と比較して大きく変化してきており、これに伴い、公共施設等に対するニーズも変化しています。

これらを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握すべく平成 27 年度に「狭山市公共施設白書」を策定したところですが、今後の財政状況を見た場合、すべての施設を維持していくことは困難であることが判明しました。

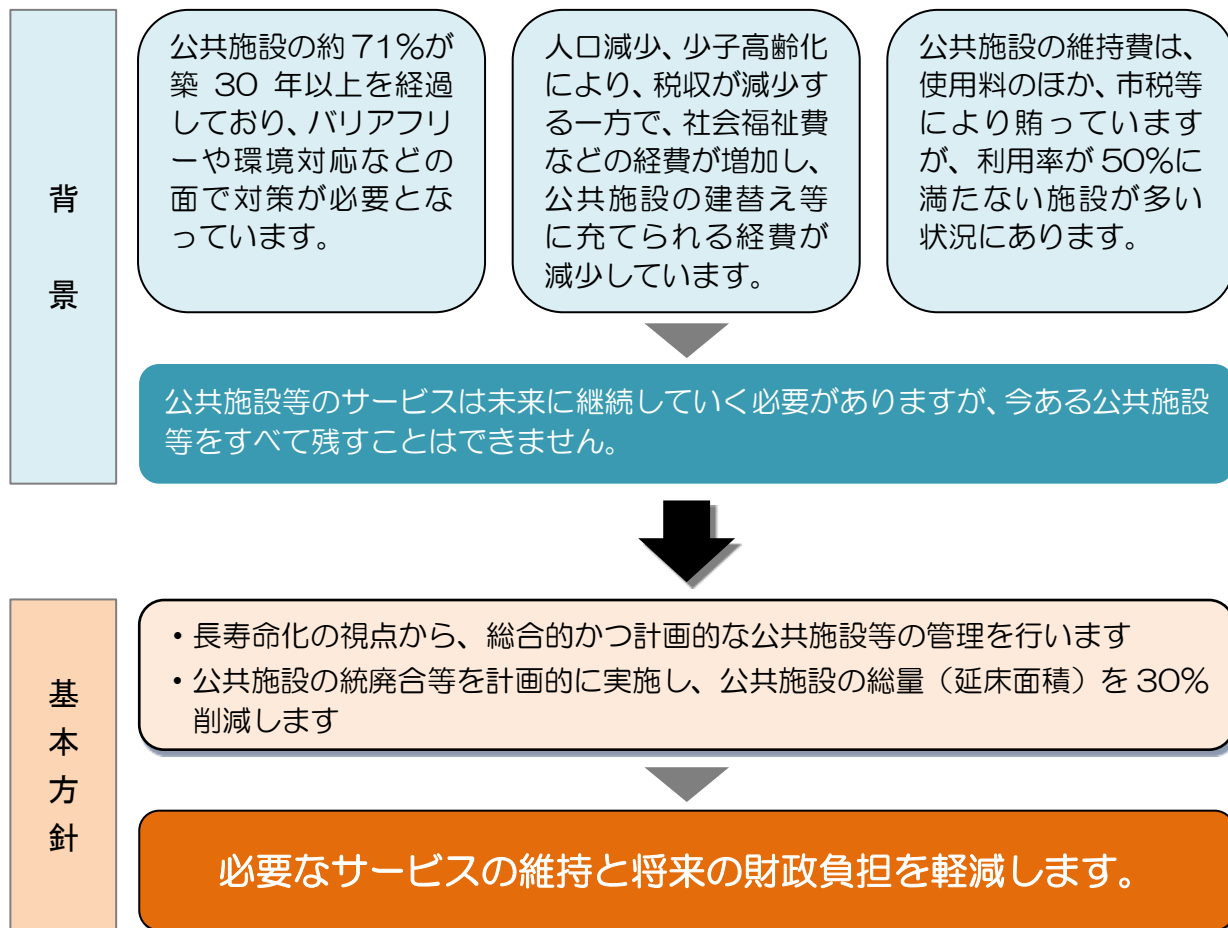
しかし、必要な公共施設等は、次世代へ負担を残すことなく、これを引き継ぐとともに、公共施設等のサービスを持続的に提供していかなければなりません。

そこで、今後は、長期的な視点に立って、公共施設等の改修・建替え・統廃合などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、将来のまちづくりを見据えて公共施設等の適正な配置を図っていく必要があります。

以上のことから、「狭山市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

なお、公共施設の改修や建替えは長期的な視点で取り組む必要があることから、計画期間については令和 38 年度までの 40 年間としています。

■狭山市公共施設等総合管理計画の背景及び基本方針

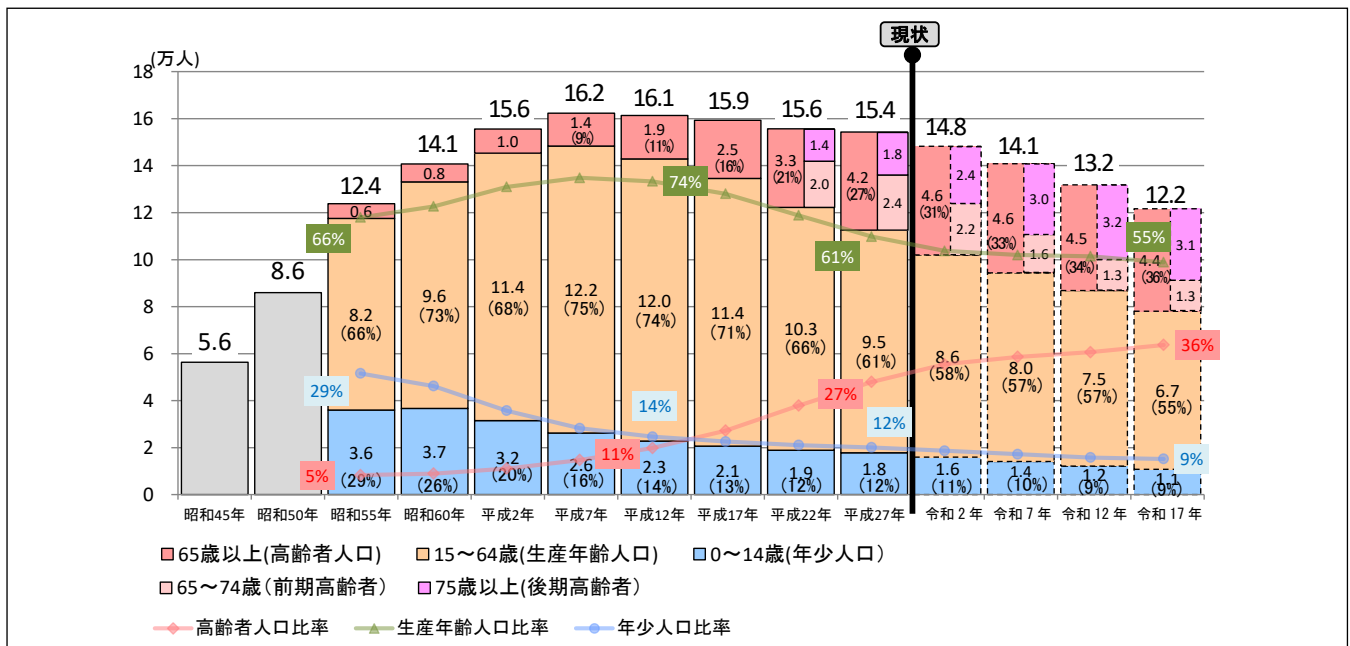


1 人口の状況

■ 人口推移及び将来推計

本市の総人口は、平成7年の約16.2万人をピークに減少傾向にあり、平成27年では約15.4万人となっています。今後20年間はさらに減少傾向が続き、令和17年には昭和55年当時の人口に近い約12.2万人となり、約21%の減少となることが推計されています。将来人口の規模、構成の大きな変化は、公共施設等にかかるサービス需要の量と内容に大きな影響を与えるものと考えられるほか、生産年齢人口の減少は個人市民税の減収を通じて、財政制約の一層の強まりにつながることが想定されます。

図表 年齢階層別人口推移（実績・将来推計）



2 財政（歳出）の状況

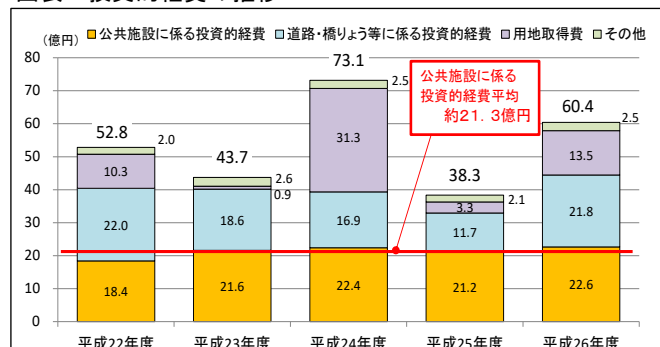
■ 歳出の状況

普通会計の歳出規模は、平成26年度までの5年間では約440億円から約460億円で推移しています。このうち「義務的経費」が約47%から約51%で推移しており、なかでも社会福祉費などの扶助費は平成22年度と比べ約1.2倍に増大しています。扶助費は、少子高齢化の進行等による増加が見込まれるため、「義務的経費」の増大が懸念されます。

■ 投資的経費の状況

普通会計の投資的経費は、平成26年度までの5年間では約40億円から約70億円程度で推移しています。内訳をみると、公共施設には、毎年約22億円程度を支出しています。一方、道路等のインフラ整備への支出は約12億円から約22億円と年度によって増減がみられます。

図表 投資的経費の推移

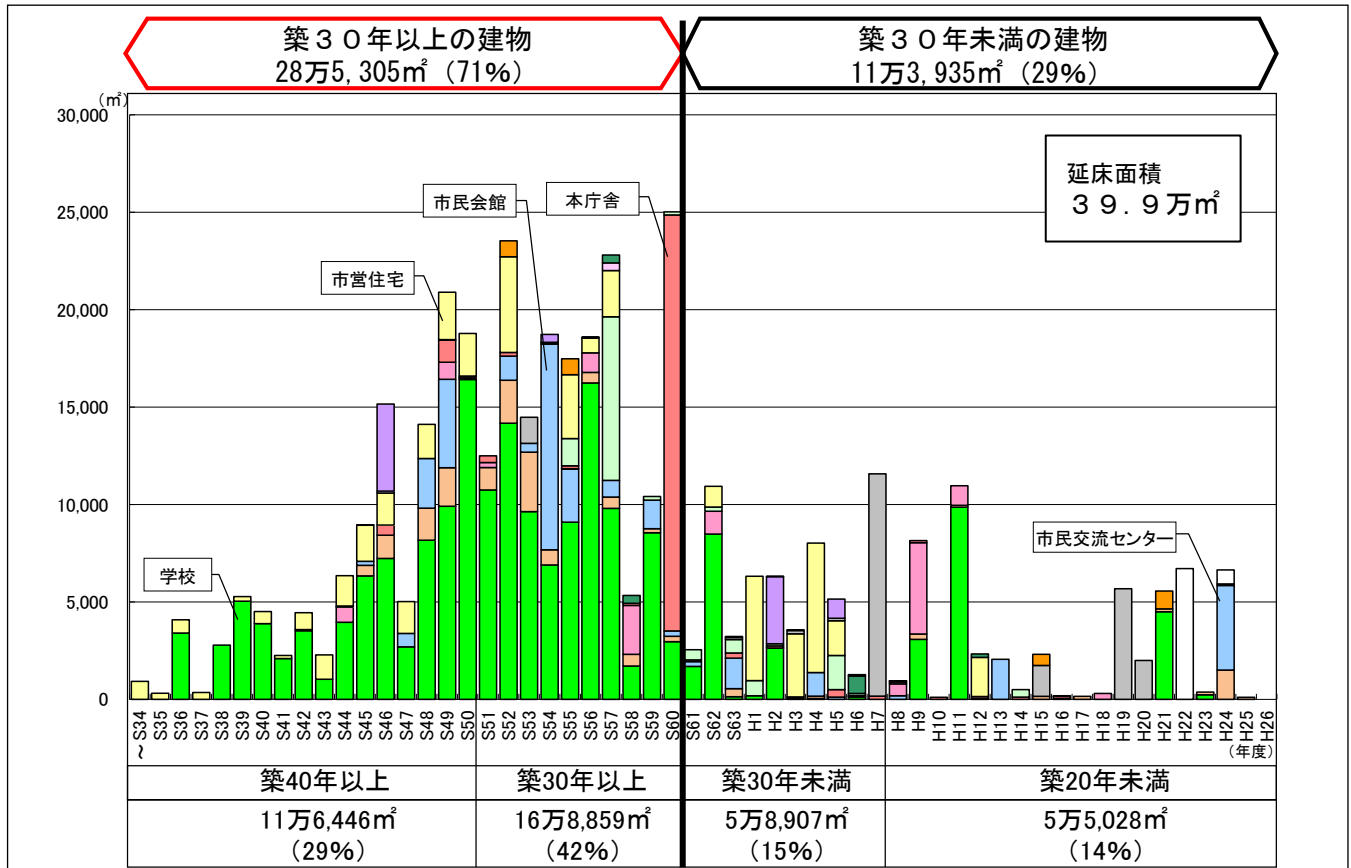


3 保有施設の状況

■ 公共施設

本市が保有する公共施設の延床面積約 39.9 万㎡のうち、一般的に大規模改修が必要になる目安となる築 30 年以上を経過した施設が約 28.5 万㎡（約 71%）、築 30 年未満の施設が約 11.4 万㎡（約 29%）となっています。

図表 築年別状況（平成 26 年度）



■ インフラ施設

本市では、道路総延長約 820 km、橋りょう 216 本に加え、昭和 33 年に厚生省から水道事業の認可を受けこれまで、約 503 km の水道管を布設し、また、下水道については、昭和 46 年度に事業開始後これまで、約 507 km の下水道管を布設しています。

図表 インフラ施設の状況（平成 26 年度）

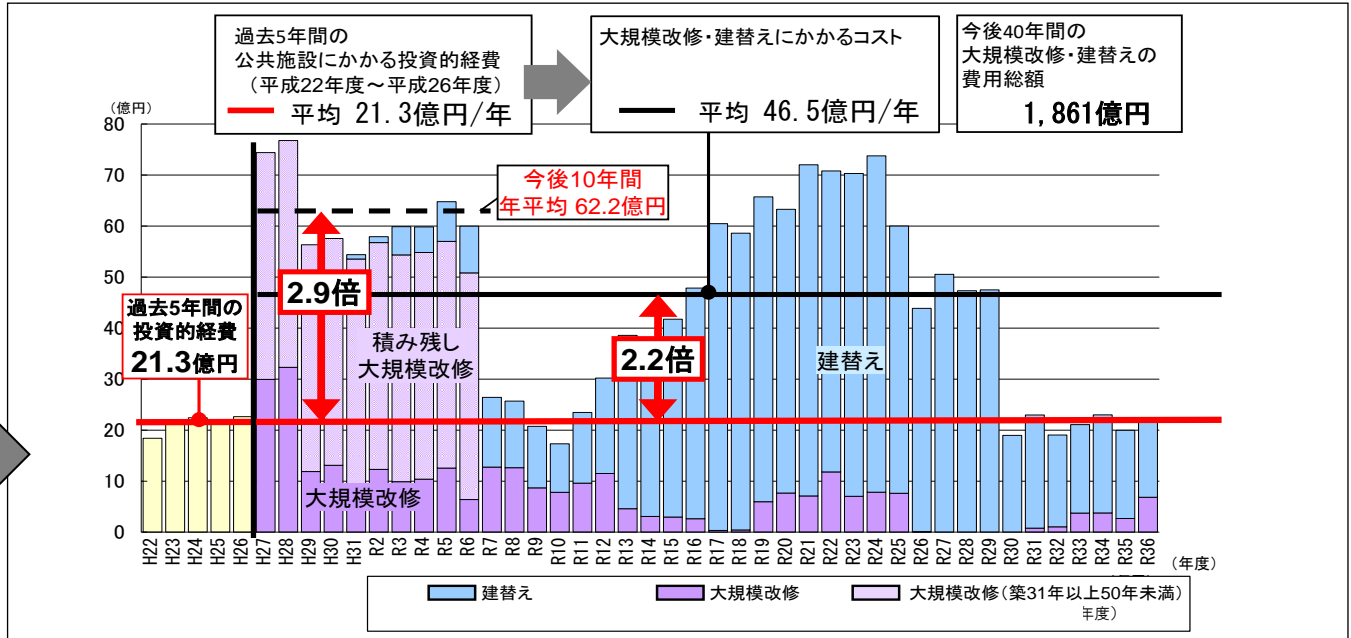
区分	保有状況	区分	保有状況
道路	一般道路(実延長) 820,031 m	上水道	導水管(総延長) 8,506 m
	農道(実延長) 8,308 m		送水管(総延長) 814 m
			配水管(総延長) 493,872 m
橋りょう	本数 216 本	下水道	総延長 507,667 m
	実延長 1,904 m		下水道普及率 95.42 %
			下水道接続率 98.10 %

4 公共施設等の改修・建替えにかかるコスト試算

■ 公共施設

本市が保有している公共施設を将来もそのまま保有しつづけるために必要となる費用を試算すると、令和36年度までの40年間で、公共施設の更新費用に年平均約46.5億円が必要となります。これは平成26年度までの5年間の公共施設に係る投資的経費の平均約21.3億円の約2.2倍となります。

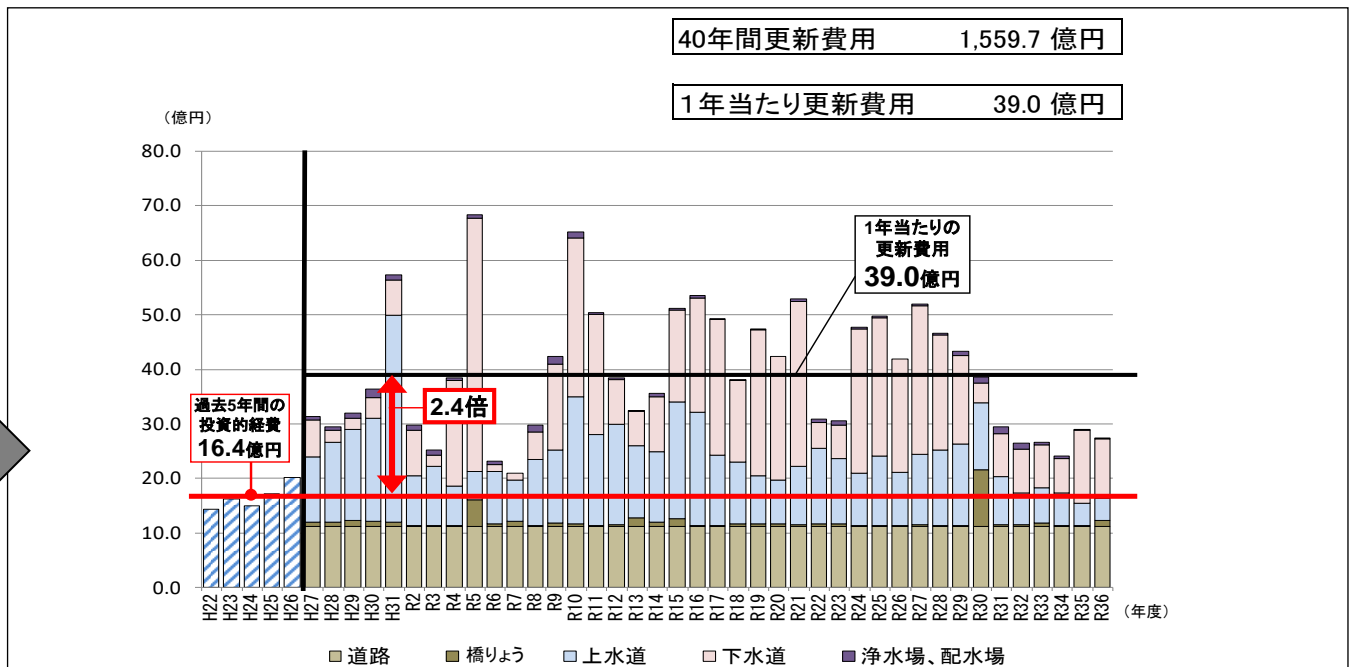
図表 今後の改修・建替えにかかるコスト試算



■ インフラ施設

本市が保有するインフラ施設（道路、橋りょう等）についても、公共施設と同様に試算すると、令和36年度までの40年間で、インフラ施設の更新費用に年平均約39.0億円が必要となります。なお、インフラ施設については、市民生活上最低限必要な施設であり、廃止等による費用の圧縮が難しいため長期的な維持管理コストの縮減が今後の課題となります。

図表 インフラ施設の更新にかかるコスト試算



5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

■ 公共施設マネジメントの基本目標及び基本方針

前述の1から4で示したように、人口減少や少子高齢化、税収減が見込まれる社会情勢において、全ての公共施設を改修や建替えするための財源が確保できないという財政上の問題があるなかにおいても、次世代に必要な公共施設は、引き継いでいかなければなりません。

このため、公共施設の今後のあり方を見直し、真に必要なサービスを持続的に提供していくことを基本目標に掲げ、この目標の具現化のために2つの基本方針を定めます。

【基本目標】
公共施設の今後のあり方を見直し、必要な施設サービスを持続的に提供する

【基本方針1】 総合的かつ計画的に施設の管理を行います。

1-1 施設ごとの保全計画の作成	施設ごとに予防保全の観点を取り入れた保全の計画を作成するとともに長寿命化の可能性を見極めます。
1-2 施設情報の一元管理	各施設の保全に関する履歴や計画などの情報を一元的に管理する体制や仕組みを整えます。
1-3 施設の計画的な保全の実施	総合的な視点による施設の計画的な保全を実施します。

【基本方針2】 施設の統廃合等を計画的に実施します。

2-1 施設総量の削減目標の設定	将来的な財政制約のなかで保有できる公共施設の総量（延床面積）をもとに、削減目標を定めます。
2-2 機能を重視した統廃合等	公共施設の総量（延床面積）を削減しながらも必要な施設サービスを持続的に提供するため、施設の機能の類似性や重複状況を見直し、統廃合等を進めます。
2-3 施設の適正な配置のための統廃合等	まちづくりの方向性や地域の特性に応じて、また、広域的視点から、施設を適正に配置するため統廃合等を進めます。

保全：建築物が完成してから取り壊されるまでの間、性能や機能を良好な状態に保つほか、社会的ニーズに対応した性能・機能を付加し、保持し続けること。

6 公共施設等の保全と再編に向けての具体的な方針

■ 総合的かつ計画的な管理

① 点検・診断等の実施方針

- ・ 法定点検の実施に加え、施設管理者が日常的に点検しなければならないチェック項目を集約したマニュアルを策定し点検を実施します。各施設の点検結果はデータベースとして蓄積し、公共施設の修繕・改修の周期の見直し等に活用します。また、施設の情報は一元的に管理し、共有化を図ります。

② 安全性確保の実施方針

- ・ 点検・診断によって危険個所の早期発見を行い、安全性の確保につなげます。施設の安全性が十分に確保されていない施設については、使用を避けるなどの対策を行い、安全性確保のための工事を実施するか、もしくは施設の用途を廃止して取り壊しを行います。

③ 保全の実施方針

- ・ 施設は長寿命化を図ることを基本とし、修繕・改修は、施設の目標耐用年数を構造躯体の健全性評価により定め、その中間年で大規模な改修、さらにその前後では定期的に中規模の修繕を行うといった周期で行います。
- ・ 大規模改修の際、概ね施設類型ごとに水準を設けて効率的・効果的に施設の機能向上を図ります。

④ 長寿命化の実施方針

- ・ 公共施設、インフラ施設共に施設の長寿命化を図ることを基本に計画的な保全を行い、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

⑤ 耐震化に関する実施方針

- ・ 「狭山市公共建築物改修計画（H22～H27）」に基づき、特定建築物を中心に順次改修工事や耐震化補強工事を行ってきた結果、対象施設のうち、耐震補強工事が未実施のものは2施設となっており、これらの施設の耐震補強工事を実施します。
- ・ インフラ施設についても同様に進めていきます。

⑥ 施設情報の一元管理に関する実施方針

- ・ 点検や診断、施設の健全性、設備の更新周期など、各施設の保全に関する履歴や計画の情報を公会計制度における固定資産台帳の考え方との整合を図りながら一元的に管理する体制や仕組みを整えます。

⑦ 施設の計画的な保全の実施

- ・ 一元管理した施設の保全に関する情報を基に、施設の重要度や劣化度に応じた修繕や建替えに優先順位を決定し、総合的に取り組むことで、財政負担の平準化を図ります。

■ 統廃合等の計画的実施

① 公共施設の統廃合等に関する基本原則

- ・ 施設総量（延床面積）を40年間で30%削減します。
- ・ 新たな施設の整備は、施設総量削減目標の範囲内で行います。
- ・ 大規模改修や建替えの際は、機能を集約または複合化した施設とします。
- ・ 施設削減による効果額や未利用地等の売却等による収益を公共施設の改修や建替え費用に充てます。

② インフラ施設の統廃合等に関する基本原則

- ・ 長寿命化の考え方に基づく施設管理を通じて、ライフサイクルコストを縮減します。
- ・ 施設の特性に応じた計画的な改修や更新を通じて、経費の平準化を図ります。

7 施設類型別方針

■ 公共施設

類型	統廃合等の具体的な実施方針
市民会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民会館は、近隣市との共同運営・共同設置、民間資本の活用を含めた民間活力の導入及び他施設との複合化について総合的に検討のうえ、大規模改修または建替えを行います。現行施設を活用しない場合は、建物は除却します。
市民活動施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民センターは、予防保全を実施し、長寿命化を図ります。 ● 狭山元気プラザは、機能を他の公共施設へ移転し、複合化します。なお、同施設内の民間等の機能は、個別に調整のうえ、移転を促進します。用途を廃止した建物は除却します。 ● 農村環境改善センターは、堀兼公民館及び堀兼地区センターと機能の集約化を図ります。さらに、集約化された機能を堀兼小中学校の大規模改修または建替えに合わせてこれに複合化します。なお、用途を廃止した建物は除却します。 ● 男女共同参画センターは、効率的な運営の観点から、機能を本庁舎に移転します。 ● 消費生活センターは、老朽化の観点から、機能を本庁舎に移転します。
公民館	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央公民館、入曽公民館及び新狭山公民館は、地域の拠点施設とします。 ● 広瀬公民館と水富公民館は、機能を集約し地域の拠点施設とします。用途を廃止した建物は除却します。 ● 堀兼公民館は、農村環境改善センターと機能の集約化を図ります。さらに、集約化された機能を堀兼小中学校の大規模改修または建替えに合わせてこれに複合化します。なお、用途を廃止した建物は除却します。 ● 水野公民館及び富士見公民館は、近隣の公共施設の大規模改修または建替えに合わせてこれに機能を集約化または複合化します。用途を廃止した建物は除却します。 ● 狭山台公民館、奥富公民館及び柏原公民館は、近隣の小中学校の大規模改修または建替えに合わせてこれに機能を複合化し、地域の拠点施設とします。用途を廃止した建物は除却します。
集会所等	<ul style="list-style-type: none"> ● 富士見集会所は、人権の啓発や教育の拠点施設であることから、大規模改修により長寿命化を図ります。 ● コミュニティセンターは、大半が減免団体の利用であり、利用者の多くは地域の自治会員であるため、建物は地域へ譲渡または廃止します。
自治会集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内自治会集会所のほとんどが地域自らの所有であることを踏まえ、建物の所有権を地域へ移転します。 ● 水富地区自治会館は、老朽化が著しいため用途を廃止します。建物は除却します。
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央図書館は、民間資本の活用を含めた民間活力の導入、他の施設との複合化について総合的に検討し建替えます。 ● 狭山台図書館は、中央図書館の建替えに合わせこれに機能を集約します。建物は除却します。 ● 小中学校を大規模改修や建替えを行い地域の拠点施設とする際には、図書室を地域の図書館としても活用します。
博物館等	<ul style="list-style-type: none"> ● 博物館は、近隣市との共同運営・共同設置、民間資本の活用を含めた民間活力の導入、他の施設との複合化について、総合的に検討のうえ、大規模改修または建替えを行います。現行施設を活用しない場合は、建物は除却します。 ● 今宿遺跡は、定期的な補修により、施設を保持します。 ● 文化財センターは、出土遺物保管場所として狭隘となることが予測されることから他へ移転します。

類型	統廃合等の具体的な実施方針
スポーツ施設 (屋内)(屋外)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民総合体育館は、大規模改修により長寿命化を図り、合わせて機能の見直しを行います。 ● 地域スポーツ施設は、市民総合体育館の大規模改修に合わせてこれに機能を集約します。建物は除却します。 ● 小中学校を大規模改修や建替えを行い地域の拠点施設とする際には、体育館を地域の体育館としても活用します。 ● 智光山公園(公園管理事務所)は、類似施設である智光山公園テニスコート(クラブハウス)へ機能を集約します。建物は除却します。 ● 新狭山公園(管理棟)、狭山台中央公園(管理棟)及び堀兼・上赤坂公園(管理棟)は、定期的な補修により、施設を保持します。
観光・保養施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市緑化植物園(温室)は、老朽化が著しいことから廃止します。建物は除却します。 ● 緑の相談所は、公園内他施設へ機能を集約または複合化します。建物は除却します。 ● 智光山荘は、労働研修保養施設としての役割は乏しくなっており、また、宿泊施設の機能は民間と競合することから施設を廃止します。建物は除却します。 ● 智光山公園キャンプ場及び智光山公園こども動物園は、予防保全を実施し、長寿命化を図ります。
産業・労働施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 勤労福祉センター及び商工会館は、産業労働センターに機能を集約します。勤労福祉センターの建物は除却し、商工会館の建物は商工会議所への譲渡または除却します。 ● 地域新事業創出基盤施設は、創業支援の今後のあり方を見直したうえで廃止します。用途を廃止した建物は除却します。 ● 産業労働センターは、予防保全を実施し、長寿命化を図ります。
小学校・中学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」に基づいて、学校の統廃合を進めます。 ● 将来も統廃合の予定が無く、かつ、老朽化の著しい小中学校から順に、児童生徒数に合わせた規模を見据え、地域の拠点施設としての活用も視野に入れた大規模改修または建替えを行います。 ● 廃止した学校の建物は除却します。
その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育センターは、小中学校の大規模改修または建替えに合わせてこれに機能を複合化します。建物は除却します。 ● 入間川学校給食センター及び柏原学校給食センターは、児童生徒数に合わせた適正な規模とするために、いずれかの施設に機能を集約します。用途を廃止した建物は除却します。 ● 廃止済みの堀兼学校給食センターは、建物を除却します。
幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none"> ● 入間川幼稚園及び水富幼稚園は、園児数の推移や私立幼稚園等の動向を見極めたうえで機能を集約化または廃止します。用途を廃止した建物は除却します。 ● 柏原幼稚園及び狭山台幼稚園の建物は除却します。このうち、柏原幼稚園の跡地は都市公園として利用します。 ● 保育所は、園児数の推移や私立保育園等の動向を見極めたうえで機能を集約します。用途を廃止した建物は除却します。 ● ちゃっぼ保育室は予防保全を実施し、長寿命化を図ります。
総合子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合子育て支援センターは、予防保全を実施し、長寿命化を図ります。

類型	統廃合等の具体的な実施方針
児童館	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てプレイスを含め、児童館については、小中学校や公民館など既存の施設の大規模改修または建替えに合わせてこれに機能を複合化します。用途を廃止した建物は除却します。 ● 中央児童館のうち利用を停止した建物は、用途を廃止し、早急に除却します。
学童保育室	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校の校舎内にある学童保育室の改修や建替えは小学校の方針に準じます。 ● 小学校の校舎外にある学童保育室は校舎内へ移転し、複合化します。 ● 入間川東学童保育室は入間川東小学校内へ移転したことから、建物は除却します。
老人福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 宝荘、寿荘及び不老荘は、小中学校や公民館など既存の施設の大規模改修または建替えに合わせてこれに機能を複合化します。建物は除却し、借地は返還します。
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 青い実学園は、大規模改修により長寿命化を図ります。 ● 障害者基幹相談支援センター・障害者就労支援センターは、機能を他の公共施設へ移転し、複合化します。建物は除却します。また、複合する社会福祉協議会東口事務所は、個別に調整のうえ、移転を促進します。 ● 地域活動支援センターコバンとして貸与している建物は、老朽化が著しいことから、機能移転を促進し、除却します。
保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉会館は、類似機能を集約し社会福祉の更なる拠点化を進めるとともに、施設は大規模改修により長寿命化を図ります。 ● 保健センターは、民間医療施設と連携し、業務の見直しをしたうえで、施設は大規模改修により長寿命化を図ります。 ● ふれあい健康センター及び市民健康文化センターは、行政サービスとしての必要性を見直したうえで廃止します。建物は民間へ譲渡または除却します。市民健康文化センターの借地は返還します。複合するデイサービス稲荷山は個別に調整のうえ移転を促進します。
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 急患センターは、民間医療施設と連携し、業務を見直したうえで、大規模改修により長寿命化を図ります。
市庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ● 本庁舎は、大規模改修により長寿命化を図ります。
地区センター、市民サービスコーナー	<ul style="list-style-type: none"> ● 新狭山地区センターは、新狭山公民館の新築に伴い移転するため、建物は除却します。 ● 狭山台地区センター別室は、「狭山元気プラザ」の実施方針に準じます。 ● 奥富地区センター分室は、廃止します。建物は除却します。 ● 公民館に複合する地区センター及び市民サービスコーナーの機能は、今後の配置のあり方を検討のうえ、小中学校や公民館などの公共施設を拠点施設とする際に複合化します。
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ● 市営住宅は、人口減少、空き家の状況などを踏まえ耐用年数を迎える施設は、集約建替えし、用途を廃止した建物は除却します。 ● 集約建替えの場合は、従前の戸数及び延床面積の削減に努めます。廃止しないこととした施設は、長寿命化を進めます。 ● 県営住宅（借り上げ型含む。）の活用等を推進し、市営住宅の戸数を増やすことなく、必要戸数の確保を図ります。
供給処理施設 (廃棄物処理施設)	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ処理施設は、施設の性能が低下する前に機能診断を行い、診断結果に基づく補修や修繕を行う予防保全を実施するとともに、各施設の更新時期を明確にしたうえで更新を行います。更新については、民間資本を含む民間活力の導入や近隣自治体等との連携による広域的な対応についても総合的に検討のうえ行います。 ● 浄化センター敷地内の用途を廃止した建物は、計画的に除却します。 ● 一般廃棄物最終処分場の浸出液処理施設は、浸出液に含まれる有害物質が基準を下回る状態で安定した際には、施設を廃止します。建物は除却します。施設跡地については、最終処分場の性質上売却は困難なため、有効利用を図ります。

類型	統廃合等の具体的な実施方針
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場及び自転車駐車場は、施設の性能が低下する前に機能診断を行い、補修や補強を行う予防保全対策を確実に実施し、施設の長寿命化を図ります。 ● 施設の大規模な改修等が必要な時期においては、民間資本の活用による改修等を行い、民間による運営を進めます。
消防・防災施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団車庫は、消防団分団の実態を踏まえて、集約したうえで建替えを行います。用途を廃止した建物は除却します。借地は返還します。 ● 備蓄倉庫は、予防保全対策を実施し、施設の長寿命化を図ります。
水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設は、ダウンサイジングを進めるとともに「水道事業経営戦略」に基づき、施設の計画的な改修や建替えを図ります。
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 狭山市駅東口土地区画整理事務所は、機能を本庁舎に移転し、建物は除却します。 ● 小学校体育館管理棟は、老朽化していることから廃止します。建物は除却します。 ● フラワーヒル東公園の管理事務所は、予防保全に努め、長寿命化を図ります。 ● 公衆トイレは、予防保全を実施し、長寿命化を図ります。 ● あきくさ保育園へ貸与している建物は、現在の保育事業者に譲渡します。

■ インフラ施設

類型	管理等の具体的な実施方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般道路のうち主要道路は、「狭山市道舗装修繕計画」に基づき、予防保全を実施し、長寿命化を図ります。 ● 主要道路以外の道路の維持管理は、パトロールや定期点検を実施し、道路の劣化に応じた修繕を実施します。 ● 老朽化し、必要性の低くなった歩道橋などの道路施設の撤去や新規道路の抑制などを図ります。 ● 農道は、予防保全を実施し、長寿命化を図ります。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要度の高い 16 橋は、「狭山市橋梁長寿命化修繕計画」により、予防保全を実施し、長寿命化を図ります。 ● その他の橋りょうは、定期的な点検と健全度の評価を行いながら、修繕計画を策定します。施設の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要性の低い橋りょうは廃止します。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設は、ダウンサイジングを進めるとともに「水道事業経営戦略」に基づき、施設の計画的な更新や耐震化等を図ります。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道施設は、ダウンサイジングを進めるとともに「下水道事業経営戦略」に基づき、施設の計画的な更新や耐震化等を図ります。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ● 街区公園は、今後の人口減少等を考慮し、集約化や廃止を進めます。
農業用施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業用施設は、予防保全を実施し、長寿命化を図ります。 ● ポンプ設備については、受益者による主体的な修繕を進めます。
未利用地等	<ul style="list-style-type: none"> ● 未利用地等は以下を原則とします。 <ol style="list-style-type: none"> 1 一元管理 行政財産として各所管で管理している未利用地等は速やかに普通財産に変更し、財産管理部署で一元管理を行います。 2 積極的な売却処分 狭山市総合計画等に照らし、将来的に市として活用する可能性が低いと認められる未利用地等は、企業誘致としての視点も視野に入れて積極的な売却処分を進め、収益は公共施設の改修や建替えの費用として活用します。 3 有効活用 売却処分を行わない未利用地等であっても、期限を定めて貸し付けを行うなどの有効活用を図ります。有効活用による収益は、公共施設の改修や建替えの費用として活用します。

8 再編パターン

今後、基本方針、施設類型別方針に基づき公共施設を再編していくにあたっては、対象となる施設の組み合わせをあらかじめ検討する必要があります。

そこで、以下に示す例を基本的なパターンとして公共施設の再編について検討を進めます。

再編パターン 1 地域拠点施設の構築

■再編パターンの考え方

小中学校と公民館などを中心に機能を複合化し、各地域の拠点施設とします。

○地域拠点化

- ◆ 各地域に機能の集約化・複合化による拠点施設を1箇所配置し、住民サービスの向上と地域の活性化を図ります。
- ◆ 公民館が1地区に2施設ある場合は、これを集約化して地域拠点化を図ります。
- ◆ 公民館及び市民活動施設が学校と近接している場合は、学校施設を含めて地域拠点化を図ります。

地域拠点施設の構築のイメージ

<現状(平成26年度)>

	水富地区	柏原地区	奥富地区	新狭山地区	入間川地区	入曽地区	狭山台地区	堀兼地区
市民活動施設 (5)					■		■	■
地区センター 市民サービス コーナー (10)	■	■	■	■	■	■	■	■
公民館 (11)	■	■	■	■	■	■	■	■
中学校 (10)	■	■			■	■	■	■
小学校 (15)	■	■	■	■	■	■	■	■

<再編イメージ>

	水富地区	柏原地区	奥富地区	新狭山地区	入間川地区	入曽地区	狭山台地区	堀兼地区
市民活動施設					■			
地区センター 市民サービス コーナー	■	■	■	■	■	■	■	■
公民館	■	■	■	■	■	■	■	■
中学校	■	■			■	■	■	■
小学校	■	■	■	■	■	■	■	■

公民館を地域の拠点施設として、各地区に1か所整備する

地区センターの窓口機能や公民館の集会・会議機能を学校に集約してサービスレベルや利便性の向上を図る

■再編パターンの考え方

類似機能を有する複数の施設のうち、老朽化が進み稼働率が低いものは、機能の集約化を図ります。

～産業・労働系施設の例～

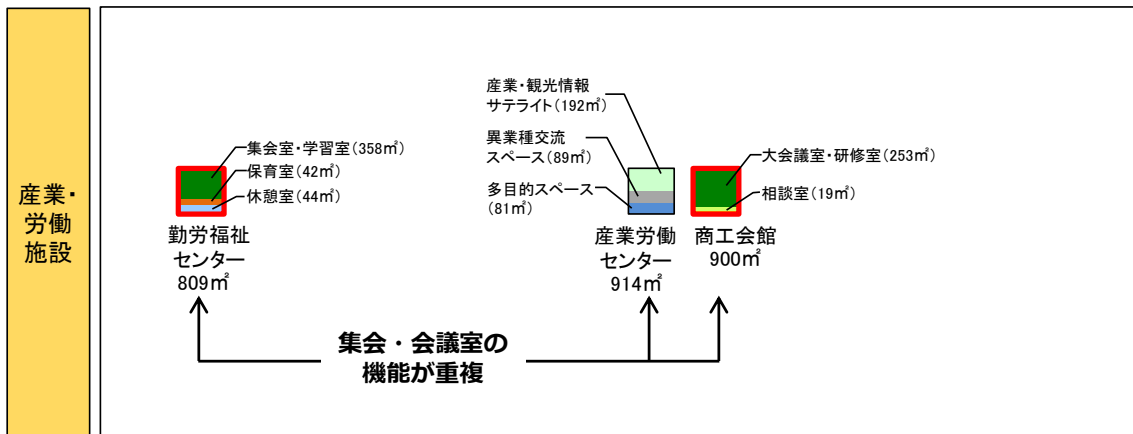
○類似機能の集約化

◆ 勤労福祉センター及び商工会館は、産業労働センターへ機能を集約化します。

類似機能の集約化のイメージ

<現状(平成26年度)>

水富地区 | 柏原地区 | 奥富地区 | 新狭山地区 | 入間川地区 | 入曽地区 | 狭山台地区 | 堀兼地区

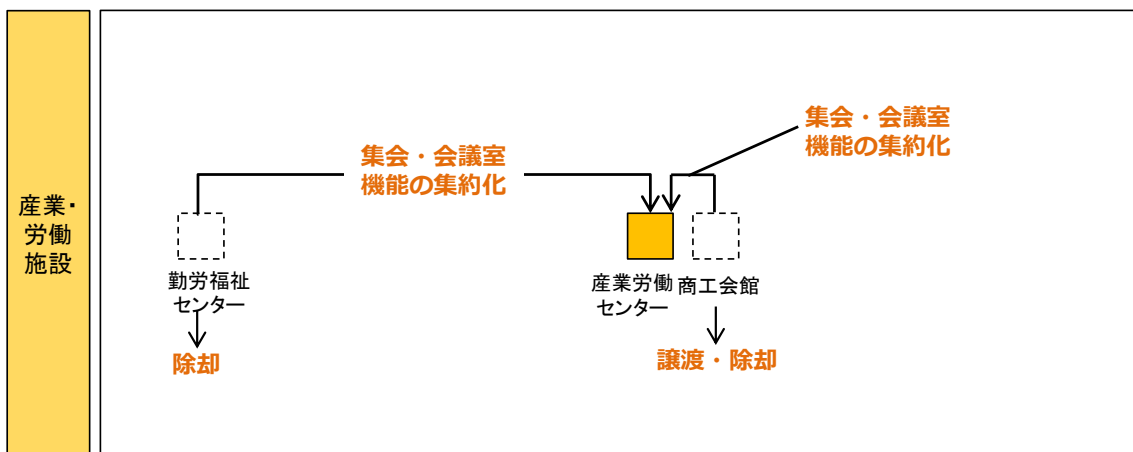


※赤枠は築30年以上経過



<再編イメージ>

水富地区 | 柏原地区 | 奥富地区 | 新狭山地区 | 入間川地区 | 入曽地区 | 狭山台地区 | 堀兼地区



■再編パターンの考え方

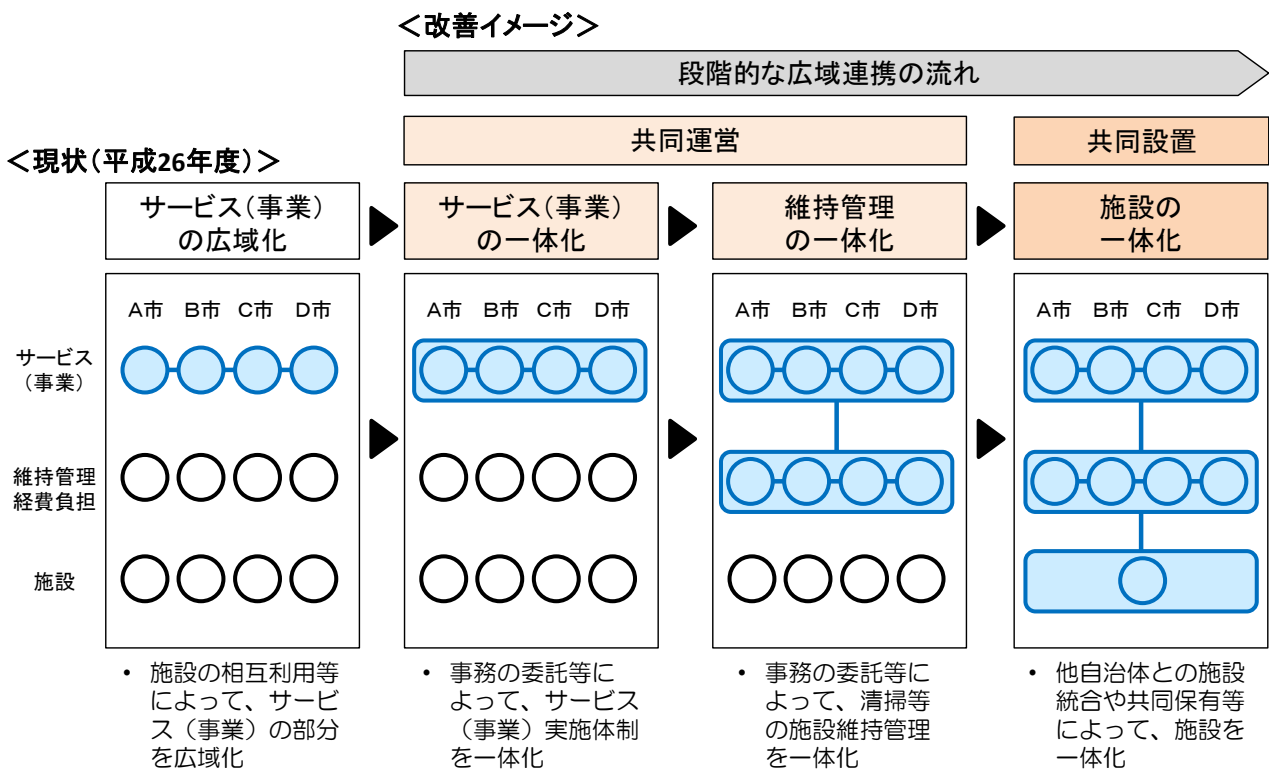
近隣自治体との広域的な利用に適する施設について、施設の共同運営及び共同設置による効率化を図ります。

～市民会館の例～

○共同運営、共同設置による効率化

- ◆ 本市の市民会館は老朽化が進んでおり、近隣自治体のホール機能についても同様です。施設の改修・建替え時期に合わせて、ホール機能の適正規模及び適正配置を検討し、利便性が高く効率的な施設となるよう近隣自治体との共同運営、共同設置を行います。

広域連携の推進イメージ



9 推進体制

■ 推進体制

今後は、公共施設全体を最適化する視点での取り組みが必要となることから、施設の情報を一元管理し、これに基づいて公共施設等のマネジメントを推進する必要があります。

この公共施設等マネジメントを円滑に推進していくため、分野を超えた取り組みも必要となることから、総合的な調整を行う組織として公共施設等マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。また、委員会の下に、各公共施設等に関する課題を掌握し、専門的に調査研究する組織として専門部会を配します。今後は、この体制のもと、公共施設等の再編計画及び個別施設計画を策定します。

■ 狭山市公共施設再編計画及び個別施設計画の策定

本計画の期間 40 年を概ね 10 年毎に 4 期に分け、公共施設のマネジメントを実施する具体的な計画として、狭山市公共施設再編計画（以下「再編計画」という。）を策定します。

再編計画の策定にあたっては、予算措置、人員配置、関係法令、施設にかかる補助金等の課題を抽出して、関連する所管部署との調整を図るほか、施設の健全性を詳細に把握した上で、計画期間における公共施設の改修や建替えコストの平準化を図れるよう、再編の方向性、再編の具体的な内容、再編の実施時期（実施スケジュール）等を示します。なお、インフラ施設の具体的な計画については、施設毎に別途策定します。

再編計画に基づき、集約化や複合化のような大規模な事業を実施するにあたり、各所管課で整備計画や方針等の個別施設計画を策定します。

■ 計画の進行管理

計画の進行管理は、委員会において、客観的に取り組み状況を検証し、所管部署に対し、必要な時期に必要な行動の具体化を促すこととします。

また、計画の進行管理においては、PDCA のマネジメントサイクルに沿って行い、本計画については、概ね 10 年毎に見直すこととし、再編計画、個別施設計画については、必要に応じ、適宜、見直すこととします。

なお、計画の内容の見直しは、専門的知識を有する外部有識者等の第三者からの意見を聞きながら進めます。

■ 職員の意識の醸成

公共施設の保全や再編を円滑かつ効果的に進めるためには、職員一人一人が問題意識や方向性を共有し、積極的に取り組む必要があります。そのために、庁内研修などを通じて、公共施設を取り巻く状況や施設の保全や再編に係るノウハウ等についての知識を蓄積し意識の醸成を図ります。

■ 市民や民間事業者等との連携

再編計画及び個別施設計画の策定にあたっては、施設利用者や周辺住民に影響を及ぼすことから、計画を策定する段階から市民が参加し、共に考えていく仕組みを作ります。

また、公共施設の再編にあたっては、民間事業者との連携により民間のノウハウや資金調達を活かした取り組みを行う必要があります。

狭山市公共施設等総合管理計画 概要版

発行日：平成 29 年（2017 年）3 月
（令和 3 年（2021 年）11 月改訂）

発行者：狭山市

編集者：狭山市総合政策部行政経営課

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川 1 丁目 23 番 5 号

TEL 04-2953-1111 内線 7051・7052・7053

E-mail：gyokei@city.sayama.saitama.jp